

伊奈町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目標としたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、伊奈町総合振興計画における人権尊重の理念に基づき、誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会の形成を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 町内に住所を有している又は町内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者との間に現にパートナーシップの関係がないこと。
- (4) 宣誓しようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び町職員の立会いの下で、これを代書させることができる。

- (1) 住民票の写し（町内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）
 - (2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 3 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に町と調整するものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

（証明書の交付）

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（証明書の再交付）

第7条 前条の規定により証明書の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、町長に対し、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（第3号様式。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（第4号様式）に、町長が必要と認める書類を添えて町長に届け出なければならない。

(証明書の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届（第5号様式）を町長に提出し、証明書を返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意志によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 宣誓者の一方が死亡した場合
- (3) 宣誓者の一方又は双方が町外に転出した場合（一時的な場合及び次条の規定により転出先の自治体において証明書を用いる場合を除く。）
- (4) その他宣誓の対象者に該当しなくなった場合

(自治体間での相互利用)

第10条 宣誓者は、本町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体（以下「協定自治体」という。）へ転出する場合において、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書（第6号様式）を町長に提出したときは、町が交付した証明書を継続して使用することができる。

- 2 町と協定を締結している自治体から本町へ転入した者は、当該自治体が交付したパートナーシップの関係にあることを証する書類（当該書類を交付した協定自治体において継続使用の届出がされたものに限る。）を、町において継続して使用することができる。
- 3 前項の規定により同行の書類を継続して使用している者が、前条各号のいずれかに該当したときは、前条の規定により、町に返還の手続きをするものとする。
- 4 第1項の規定により継続使用している証明書の再交付については、第7条の規定を準用する。

(周知啓発)

第11条 町は、パートナーシップの宣誓の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で適切な対応が行われるよう周知啓発に努めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。